



# 電動キックボード

こんな運転、見かけたことありませんか？



歩道を通行！？



危ない！

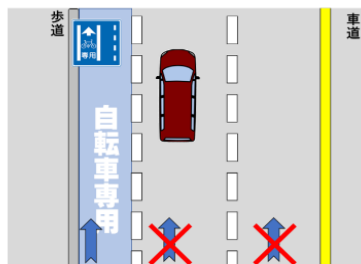
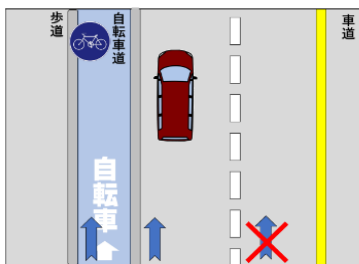
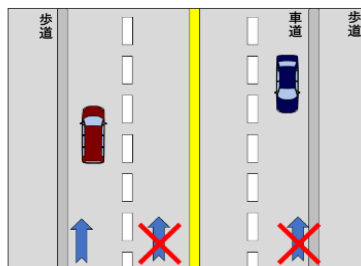
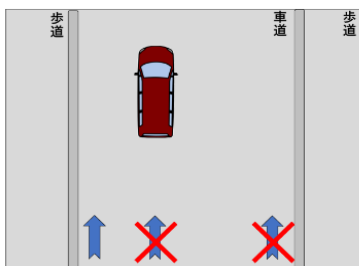
電動キックボードは、歩道を通行することは**できません**。

交通ルール<sup>※1</sup>は守りましょう！

- ✓ 「**車道**」「**普通自転車専用通行帯**」「**自転車道**」<sup>※2</sup>のいずれかを走る
- ✓ 道路を通行する際は、「**ひだりそくたん 左側端（車道の左はし）**」に寄って通行する。
- ✓ 電動キックボードの運転は、「**16歳以上**」から。
- ✓ 「**2人乗り**」は禁止。
- ✓ 右折する際は、「**二段階右折（次ページに解説あり）**」をする。
- ✓ 乗車する際は、安全のため乗車用ヘルメットを着用する。自転車のヘルメット着用については、[第2号](#)をチェック！

※1 2023年7月1日に道路交通法が改正され、電動キックボードのルールが定められました。

※2 通行場所のイメージ。



## 電動キックボード関連の検挙件数



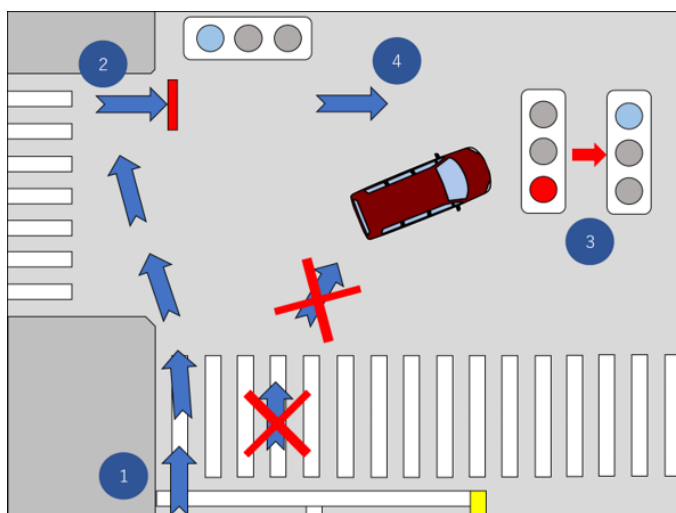
■通行区分 ■信号無視 ■一時不停止 ■歩行者妨害 ■その他

電動キックボードで通行できる場所を間違えて、<sup>けんぎょ</sup>検挙されている人が多い！

「車道」「普通自転車専用通行帯」「自転車道」のいずれかを通行しましょう。

## 二段階右折とは？

右折する際に、交差点の手前から道路の左側の端<sup>はし</sup>に寄り、そのまま直進し交差点の向こう側で止まり、向きを右に変えて、前方の信号が青になったことを確認してから直進すること。



## 交通ルールを守らないとどうなる…？

電動キックボードに限らず、交通ルールを守らないと、交通反則通告制度によって、**反則金**※<sup>3</sup>の支払いを求められることがあります。これを支払わない場合、刑事裁判や家庭裁判所の審判<sup>しんぱん</sup>を受けることになります。

また、交通ルール違反を繰り返す人に対しては、運転者講習の受講を命じられる場合があります。受講命令に従わない場合、**罰金**（5万円以下）を支払わなければなりません。

※<sup>3</sup> 反則金制度：交通ルールに違反した人に対しお金を支払うよう通告し、支払いがあった場合には刑事手続（刑事手続については、[第4号](#)をチェック）に移行しないこととする制度。

図の引用：いずれも警察庁 Web サイト (<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzen/tokuteikogata.html>)

担当：本嶋 孔太郎、石田 祐一郎、金 伽耶、福本 滯、中矢 仁武

森・濱田松本法律事務所